

床面積 1,000 m²超の施設運営事業者（百貨店、映画館を除く。）のみなさまへ

埼玉県大規模施設等協力金 申請のご案内

〔第4期：7月12日～8月31日要請分〕

【対象区域】

7月12日～8月31日：さいたま市、川口市

7月20日～8月31日：川越市、所沢市、春日部市、草加市、
越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、
三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町

8月 2日～8月31日：その他の県内全市町村

埼玉県産業労働部

【申請受付期間】

令和3年9月1日（水）～令和3年10月15日（金）

【申請・相談窓口】

埼玉県中小企業等支援相談窓口

（埼玉県大規模施設等協力金 事務局）

電話 0570-000-678

（平日 午前9時～午後9時、土日祝日 午前9時～午後6時）

I 協力金の概要

1 目的

埼玉県（以下「県」という。）による新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮等の要請（7月12日～8月31日。以下「要請」という。）に協力した、床面積 1,000 m²を超える施設（以下「特定大規模施設」という。）を運営する事業者及び当該施設で事業を営むテナント事業者等に対して、埼玉県大規模施設等協力金（以下「協力金」という。）を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、経営上の影響を受けている事業者を支援することを目的とします。

（特定大規模施設運営事業者等に対する協力金（百貨店、映画館を除く特定大規模施設））

2 支給額

(1) 及び (2) の合計額

(1) 自己利用部分面積に係る協力金

1日当たりの支給額×営業時間短縮等実施日数^{※1}

(参考) 自己利用部分面積に係る協力金の計算式

特定大規模施設の自己利用部分面積に係る所定の単位数^{※2} × 20万円 × 期間中の時短率^{※3、4}

(2) テナント事業者等把握管理に係る追加支給分

テナント事業者等^{※5}に対する協力金（以下、「テナント事業者等協力金」という。）の支給対象となる（見込まれる）テナント店舗が10店舗以上存在する場合、その店舗の数に応じて支給額が決定されます。

1日当たりの支給額×営業時間短縮等実施日数^{※1}

(参考) テナント事業者等把握管理に係る追加支給分の計算式

テナント事業者等協力金の支給対象となる（見込まれる）テナント店舗の数^{※6} × 2千円 × 期間中の時短率^{※3、4}

※1 定休日及び本来の閉店時刻が午後8時（イベント開催の場合は午後9時。以下同じ。）以前の日は協力金算定の対象外となるため含まれません。

※2 自己利用部分面積とは、「大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分」を指します。

1,000 m²を1単位とし、単位未満切捨てとします。

1,000 m²未満は1,000 m²とみなします。

(参考) 単位早見表

自己利用部分面積	単位	自己利用部分面積	単位	自己利用部分面積	単位
2,000 m ² 未満	1	4,000 m ² ～5,000 m ² 未満	4	7,000 m ² ～8,000 m ² 未満	7
2,000 m ² ～3,000 m ² 未満	2	5,000 m ² ～6,000 m ² 未満	5	8,000 m ² ～9,000 m ² 未満	8
3,000 m ² ～4,000 m ² 未満	3	6,000 m ² ～7,000 m ² 未満	6	9,000 m ² ～10,000 m ² 未満	9

例) 11,550 m²の場合

- ①1,000 m²未満の「550」を切り捨て、11,000 m²とする
- ②11,000 を1,000で割る → 単位は「11」

以下の部分の面積は「自己利用部分面積」に含まれません。

- ・テナント・出店者の店舗の区画及び生活必需品の販売等を行う店舗の区画
- ・当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分

例) 階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等など

以下の部分の面積は「自己利用部分面積」に含まれます。

- ・施設内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路

※3 期間中の時短率とは、1日ごとに「短縮した営業時間（以下、「時短時間」という。）／本来の営業時間」（時短率）を算出し、期間中の全てを合算した値です。

※4 期間中の時短率は、様式1別紙1（非飲食業カラオケ施設の場合は様式1別紙

（特定大規模施設運営事業者等に対する協力金（百貨店、映画館を除く特定大規模施設））

1－2) を使用して算出してください。定休日及び不定休の休業日がある場合、その日は空欄のままにしてください。

- ・時短時間は「本来の閉店時刻－午後8時」で算出します。
- ・時短率は小数点第3位以下を四捨五入します。
- ・非飲食業カラオケ施設である場合、緊急事態措置期間（8月2日～8月31日）は休業要請となる為、当該期間は時短率ではなく休業実施日数を積算します。

※5 テナント事業者等とは、営業時間短縮要請期間中に、大規模施設運営事業者との契約に基づき、当該大規模施設の区画を賃借し、又は分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該大規模施設を利用する一般消費者向けに、当該大規模施設運営事業者に対して一定の自律性をもって営業する店舗を有する事業者です。

※6 テナント店舗が以下のいずれかに該当する場合、「テナント事業者等協力金」支給対象外となりますので、店舗の数から除いてください。

- a) 飲食店等、埼玉県感染防止対策協力金（第13期）の支給要件に該当する店舗
- b) 営業時間の短縮等を行っていない店舗
- c) 酒類の提供等について、以下の取組を行っていない店舗

7月12日～8月1日：午後7時以降の酒類の提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと。）し、かつ業態に応じた感染防止対策を遵守した。

8月2日～8月31日：終日酒類の提供及びカラオケ設備の使用を自粛した。

- d) 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守、店頭に掲示していない店舗
- e) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していない店舗 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
- f) コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金及びARTS支援事業等の支給を受けている店舗
- g) その他、要請期間中に営業停止等の行政処分を受けた店舗

1つの事業者が同一の大規模施設において複数の店舗を営んでいる場合、複数の店舗と数えるものとします。

なお、申請いただいた店舗の数を超える分については、原則支給されません。

II 支給要件

本協力金の支給要件は、次の全ての要件を満たす必要があります。

(1) 要請を受けた、床面積1,000m²を超える以下のいずれかの施設を運営する事業者であること。

- ア 運動施設（ボウリング場、屋内テニス場、スポーツクラブ、柔剣道場、ヨガスタジオなど）
- イ 遊技場（パチンコ屋、ゲームセンターなど）

(特定大規模施設運営事業者等に対する協力金（百貨店、映画館を除く特定大規模施設))

- ウ 商業施設等（ショッピングモール、家電量販店、古物商、古本屋、おもちゃ屋、アウトドア用品・スポーツグッズ店、ゴルフショップなど）
- エ 遊興施設（ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウスなど）
※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。
- オ サービス関連施設（スーパー銭湯、エステサロン、リラクゼーションなど）
※生活必需サービスを除く。

- (2) 通常時は午後8時を超えて営業していた施設であること。
- (3) 要請期間中の原則全ての期間において、以下の取組を行った施設であること。
 - ア 施設が営業時間を午後8時までに短縮（休業含む。）したこと。
 - イ 酒類の提供等を以下のとおり自粛（飲酒の機会を設けないこと。）したこと。
 - 7月12日～8月1日：午後7時以降の酒類の提供を自粛し、かつ業態に応じた感染防止対策を遵守した。
 - 8月2日～8月31日：終日酒類の提供及びカラオケ設備の使用を自粛した。
- ウ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底したこと。
- エ 入場整理についてホームページ等を通じて広く周知したこと。
- オ 【(1) ウに該当する施設】
県からの要請に応じて入場者の整理等に係る取組を実施したこと。
 - 7月12日～8月12日：繁忙期の1／2程度の人数を目安として入場整理を実施した。
 - 8月13日～8月19日：同一階（フロア）ごとに、繁忙期の1／2程度の人数を目安に入場者の整理等を実施した。
 - 8月20日～8月31日：入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置及び施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を行った。
- (4) コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金及びARTS支援事業等の支給を受けていない事業者であること。
- (5) 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、施設内に掲示していること。
- (6) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを施設内に掲示していること。
- (7) 本協力金の支給を受けていない施設であること（1回限り）。
- (8) 申請施設の自己利用部分面積に、埼玉県感染防止対策協力金（第13期）の支給要件に該当する店舗の面積が含まれていないこと。
- (9) 事業活動に必要な許認可を受けていること。
- (10) 要請期間中に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (11) 本協力金の支給を受けた施設名及び所在地の公表に同意すること。
- (12) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (13) その他誓約事項に同意すること。

（特定大規模施設運営事業者等に対する協力金（百貨店、映画館を除く特定大規模施設））

III 申請手続等

1 申請受付期間

令和3年9月1日（水）から令和3年10月15日（金）まで

2 申請方法

(1) 電子申請の場合【原則】※電子申請を原則とします。

埼玉県大規模施設等協力金申請フォームから申請してください。

「埼玉県大規模施設等協力金について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/daikibo-kyoryokukin4.html>

※令和3年10月15日（金）23時59分までに送信を完了してください。

(2) 郵送の場合

申請書類を簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、郵便事故があった場合の責任は負いません。

※令和3年10月15日（金）の消印有効です。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県大規模施設等協力金事務局 宛

3 本協力金の申請書類の入手方法

(1) 埼玉県ホームページからダウンロード

「埼玉県大規模施設等協力金について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/daikibo-kyoryokukin4.html>

(2) 埼玉県庁での受取

- ・埼玉県庁産業労働政策課（本庁舎4階東側）

4 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

◆提出が必要な書類一覧

1	埼玉県大規模施設等協力金申請書（百貨店、映画館を除く特定大規模施設） (様式1) ※時短率算出シート（様式1別紙1又は別紙1-2）も提出してください。
2	【個人事業主のみ】本人確認書類のコピー又は写真 ※以下のいずれか1つを提出してください。 (例) ①運転免許証、②パスポート、③健康保険証、④在留カード、 ⑤個人番号カード（おもて面のみ）など

3	協力金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等のコピー又は写真 ※ <u>通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真</u> を添付してください。
4	施設（建物部分）の床面積が分かる書類のコピー又は写真 (例) 登記事項証明書（建物）、その他これに類する書類
5	施設の外観（施設名）が分かる写真 ※看板などを写して施設名が分かるように撮影してください。
6	申請事業者が申請施設を営業していることが客観的に分かる書類のコピー又は写真 施設所有者と申請事業者が異なる場合：(例) 大規模施設所有者との賃貸借契約書 など 施設の所有者又は申請事業者と施設名が異なる場合：(例) 対外的に公開している資料 など
7	【自己利用部分面積が2,000 m ² 以上の場合】 施設における自己利用部分面積の算出方法が確認できる書類及びその根拠書類のコピー又は写真 (例) 図面（求積図など面積が記載されたもの）、施設管理台帳、テナント事業者等との契約書 など
8	【テナント事業者等把握管理に係る追加支給分を申請する場合】 施設内における「テナント事業者等協力金」の支給対象となる（見込まれる）各店舗の店舗名、業種業態、従来の営業時間が分かる書類のコピー又は写真 (例) 店舗賃貸借契約書、テナント管理台帳 など
9	要請期間中の営業時間短縮の状況が分かる書類のコピー又は写真 ※ <u>営業時間短縮期間（終期が明記してあること。）、変更前と変更後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど</u> 対外的に営業時間短縮の事実を周知していることが分かるものを提出してください。 ※施設の名称や状況（時間短縮の期間、変更前後の営業時間）が分かるよう工夫してください。
10	【Ⅱ 支給要件（1）ウに該当する施設の場合】 入場者の整理等に係る取組が分かる書類のコピー又は写真 (例) 対外的に周知した看板や電光掲示板 など
11	【非飲食業カラオケ施設の場合】 対象施設であることがわかる書類のコピー又は写真 (例) J A S R A C 許諾書の写し及び直近の使用料の支払い状況が分かる書類のコピー又は写真、カラオケ機器の請求書や納品書の写し及び当該機器の設置状況が分かる写真 など
12	『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を施設内に掲示している写真

(特定大規模施設運営事業者等に対する協力金 (百貨店、映画館を除く特定大規模施設))

13	<p>「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを施設内に掲示している写真</p> <p>※QRコード発行などに時間要する場合は、取得後速やかに掲示をお願いします。</p>
----	---

5 本協力金に関する問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口（埼玉県大規模施設等協力金 事務局）

電話 0570-000-678

6 申請書類の審査及び補正

電子申請又は郵送で受け付けた申請書類について、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

(1) 書類の誤りや不足等があったときの補正

ア 電子申請で受け付けた場合、メールにてお知らせします。電子申請ポータルサイトにて記載事項の訂正や添付書類の訂正・追加を行い、当初申請内容の修正をお願いします。

イ 郵送で受け付けた場合、郵送又はメールにてお知らせします。郵送の場合は書類の誤りや不足等を記載した「補正依頼書」と該当書類を返送します。該当書類を訂正・追加の上、必ず「補正依頼書」と一緒に返送してください。

(2) 軽微な補正事項の場合は、事務局から電話にて内容確認をさせていただく場合があります。日中連絡の取れる連絡先を必ず申請書に記載してください。

7 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。

8 通知

(1) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知をメール又は郵送で送付いたします。

(2) 申請書類の審査の結果、支給要件に該当しないなどの理由で本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

IV 大規模施設運営事業者によるテナント事業者の代理申請

1 概要

テナント事業者等に対する協力金は、埼玉県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮等の要請に応じた大規模施設との契約に基づき、当該施設の一部を賃借し、又は分譲を受けて当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業者に対する協力金です。

原則、当該テナント事業者からの申請に基づき審査を行いますが、大規模施設ごとに入居するテナント事業者の管理方法や両者の関係性等が異なることから、大規模施設

(特定大規模施設運営事業者等に対する協力金（百貨店、映画館を除く特定大規模施設）)

運営事業者がテナント事業者等に対する協力金の支給対象となる（下記「2 テナント事業者の支給要件」を満たす）施設内入居のテナント事業者に代わり申請できることとしています。

大規模施設運営事業者が代理で申請する場合、施設内入居のテナント事業者が支給要件を満たしていることを確認の上、テナント事業者ごとに申請書様式4「埼玉県大規模施設等協力金【テナント事業者等に対する協力金】」及び様式4別紙3「委任状」を作成し、必要書類とともに提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

また、当該書類の返却はいたしません。

2 テナント事業者の支給要件

次の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 要請を受けた、床面積 1,000 m²を超える施設内に入居するテナント・出店者であること。
- (2) 通常時は午後8時を超えて営業していた店舗であること。
- (3) 要請に応じた施設の営業時間短縮対応に伴い、対象期間中の原則全ての期間において、以下の取組を行った店舗であること。
 - ア 店舗が営業時間を午後8時まで（イベント開催の場合は午後9時まで。）に短縮（休業含む。）したこと。
 - イ 酒類の提供等を以下のとおり自粛（飲酒の機会を設けないこと。）したこと。

7月12日～8月1日：午後7時以降の酒類の提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと。）し、かつ業態に応じた感染防止対策を遵守した。

8月2日～8月31日：終日酒類の提供及びカラオケ設備の使用を自粛した。

- (4) コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金及びARTS支援事業等の支給を受けていない事業者であること。
- (5) 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示していること。
- (6) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
- (7) 本協力金の支給を受けていない店舗であること（1回限り）。
- (8) 埼玉県感染防止対策協力金（第13期）の支給要件を満す店舗でないこと。
- (9) 事業活動に必要な許認可を受けていること。
- (10) 要請期間中に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (11) 本協力金の支給を受けた店舗名及び所在地の公表に同意すること。
- (12) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (13) その他誓約事項に同意すること。

※申請書様式4「埼玉県大規模施設等協力金【テナント事業者等に対する協力金】」

5 誓約事項を参照。

（特定大規模施設運営事業者等に対する協力金（百貨店、映画館を除く特定大規模施設））

V 注意事項

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、受け取った協力金は返還していただくとともに、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- (2) 本協力金の支給に必要な場合は、対象施設の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本協力金の支給に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。
- (3) 本協力金の支給を受けた施設名及び所在地はホームページで公表いたします。
- (4) 本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給の結果に関する情報は、国及び店舗所在地の自治体に提供することができます。

協力金の不正受給は犯罪です。

- ✓ 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。
- ✓ この場合、受け取った協力金は返還していただきます。
- ✓ 加えて、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- ✓ 本協力金の支給に必要な場合は、対象施設の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。
- ✓ 軽い気持ちで行ったとしても重大な犯罪です（例：詐欺罪 10年以下の懲役）。
- ✓ 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
- ✓ 午後8時以降も客を滞在させて営業しているにもかかわらず、時短要請に応じたように見せかける。
- ✓ 営業しているにもかかわらず、休業要請に応じたように見せかける。
- ✓ 酒類を提供しているにもかかわらず、提供していないように見せかける。
- ✓ 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。
- ✓ まん延防止等重点措置、緊急事態措置の措置区域内における床面積 1,000 m²を超える施設を運営する事業者でないにもかかわらず、対象事業者を装い申請する。



埼玉県
埼玉県警察本部

